

公 募

下記のとおり公募する。

記

1 件名

ミバエ類等侵入調査に使用する誘引剤及び誘殺剤の公募

2 概要

海外には多くの病害虫が発生しており、これらの中には我が国に侵入した場合、大きな被害を与えると予想されるものが含まれる。そのため、植物防疫所ではこれらの病害虫の万一の侵入に備えて全国の海空港周辺にミバエ類、アリモドキゾウムシ、コドリング等を対象としたトラップを設置し、侵入調査を実施している。

侵入調査の対象となっている主な病害虫と、それぞれに有効とされる誘引成分は以下のとおり。

- (1) チチュウカイミバエ……トリメドルア
- (2) ウリミバエ………キュウルア
- (3) ミカンコミバエ………メチルオイゲノール
- (4) アリモドキゾウムシ……スウィートビルア
- (5) カリブミバエ等………蛋白加水分解物
- (6) コドリング………コドレルア

植物防疫所では、これらの誘引成分を含有した誘引、誘殺剤を用いた様々な形状のトラップを使用し、病害虫の侵入をいち早く察知する体制を整備しており、当該病害虫などが発見された場合、病害虫の発生範囲、密度等を把握するため、本格的な防除に先駆け、初動防除と同時平行的に発生確認調査を実施することとしている。病害虫を我が国に蔓延させないためには水際での防除が不可欠であり、侵入調査の重要性は極めて高いものである。

以上の理由から、植物防疫所では、より効果の高い誘引、誘殺剤を導入することによって侵入調査の精度を向上することを必要としており、広く一般より公募することとした。

3 必要とする資格又は要件

以下の要件を満たしていること。

- (1) 上記2 (1)～(6)の誘引成分（以下、「従来の誘引成分」という。）以外の誘引成分を用いた薬剤により応募する場合には、従来の誘引成分と同等かそれ以上の効果を持つ成分（以下、「新規の誘引成分」という。）を含有した薬剤であること。
- (2) 誘引、誘殺剤の誘引成分含有率は、植物防疫所が従来から使用していた薬剤（以下、「従来の薬剤」という。）と同等かそれ以上の誘引効果を持つことが確実であること。
- (3) 誘殺剤の殺虫成分は、従来の薬剤と同等かそれ以上の殺虫効果を持つものであること。

4 誘引、誘殺剤比較検討等の実施について

植物防疫所では、従来より誘引、誘殺剤を用いた侵入調査を行っており、その際に使用される誘引、誘殺剤は誘引効果を確認済みの薬剤である。今後の一般競争入札（又はそれに準ずる方式による競争）に参加するためには、上記3の要件を満たしていることが提出資料等により示され、従来の薬剤と同等かそれ以上の誘引、誘殺効果を持つと証明されなければならない。

なお、資料の検討等（サンプルの送付に見込まれる期間等も含む。）には2ヶ月を越える期間を要する場合がある。誘引、誘殺剤の調達は毎年度8～9月及び1～2月頃に2回に渡って行われるが、応募時期と比較検討等の進行状況によっては、希望する時期の調達に参加できない場合があることを申し添える。

5 応募期間及び応募先（問合せ先）

- (1) 応募期間： 随時（ただし、行政機関の休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (2) 応募方法： 5（3）に申し出を行い、上記4にある誘引、誘殺剤の比較検討等に必要な資料及びサンプルの提出をもって応募とする。
- (3) 応募先（問合せ先）： 神奈川県横浜市中区北仲通5－57
横浜植物防疫所 総務部会計課 調達係
TEL 045－211－7151
FAX 045－201－2360

6 その他

応募が複数あり、且つ、誘引、誘殺剤の比較検討等の結果から現行の誘引、誘殺剤と同等の誘引効果を認められた誘引、誘殺剤があった場合には、競争性があることから一般競争入札（又はそれに準ずる方式による競争）によることとなるため、その場合は別途公告する。

令和 7年 5月29日

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸